



【点検結果表の別紙】

《代替案の設定に係る補足説明》

○ 当省の照会

代替案について、「許可工作物の維持修繕について、管理者が従うべき基準を定めることとはしない。」と記載しているが、これはベースラインとすべき内容であり、これとは異なる適切な代替手段を明示する必要がある。なお、ベースラインとすべき内容以外に、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

○ 国土交通省の説明

想定しうる代替案は存在せず、参考として記載したものである。